

月形町公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画変更案を下記のとおり縦覧に供する。なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年1月27日

月形町長 上坂 隆一

記

1 縦覧期間

令和8年1月27日から令和8年2月9日まで

2 縦覧場所

（1）月形町1219番地 月形町農林建設課窓口（役場開庁時間のみ）

（2）月形町ホームページ

3 意見書の提出方法

書面にて持参、郵送、ファックス及び電子メールによるものとします。意見書には住所、氏名、連絡先を必ず記載してください。

4 意見書の提出先

持参又は郵送先 〒061-0592 月形町1219番地 月形町農林建設課農政係

FAX番号 0126-53-4373

メールアドレス nosei@town.tsukigata.hokkaido.jp